

A28 その土地の賃貸が「使用貸借」か「賃貸借」かにより課税関係は異なります。

【解説】

個人が地主、法人が借地人の場合で個人に相続が発生した時には、次のようになります。

	土地の相続税評価額
使用貸借	相続税財産評価基本通達による更地評価額(100%評価)
賃貸借	相続税財産評価基本通達による更地評価額×80%(20%の評価減)